

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	子どものための教育・保育給付を受ける際の支給認定手続及び事業者指定制度の創設	府省名	文部科学省
根拠となる法令	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 政令 <input type="checkbox"/> 府省令 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> その他		
	子ども・子育て支援法		
規制の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設等 <input type="checkbox"/> 緩和 <input type="checkbox"/> 廃止		

点検項目	評価の実施状況	課題
規制の目的、内容及び必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
費用の分析	遵守費用 <input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 負担なし <input type="checkbox"/> 分析なし	
	行政費用 <input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 負担なし <input type="checkbox"/> 分析なし	①
	その他の社会的費用 <input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 負担なし <input type="checkbox"/> 分析なし	
便益の分析	<input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 分析なし	
費用と便益の関係の分析	<input type="checkbox"/> 費用便益分析 <input type="checkbox"/> 費用効果分析 <input type="checkbox"/> 費用分析 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的な分析 <input type="checkbox"/> 分析なし	②
代替案	代替案の設定 <input type="checkbox"/> 設定あり <input type="checkbox"/> 想定される代替案なし <input checked="" type="checkbox"/> 設定なし	③
	代替案との比較 <input type="checkbox"/> 費用・便益で比較 <input type="checkbox"/> 費用で比較 <input type="checkbox"/> 便益で比較 <input checked="" type="checkbox"/> 比較なし	
レビューを行う時期又は条件	<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり <input type="checkbox"/> 設定なし	

【課題の説明】

① 行政費用

行政費用（事業者指定制度の創設）について、「指定基準を満たす事業者等を新たに指定する事務が生じるが、これまでも認可・届出施設等に対しては指導監督等を行っており、事務負担はほぼ同等」と記載しているが、本件規制により、保育の量的拡大が生じるとすると、対象数も増え、指定する事務や指導監督等にかかる負担は増加すると考えられるため、「負担はほぼ同等」である根拠について評価書における説明が不十分である（なお、本項目についての文部科学省からの補足説明は別紙のとおり。）。

② 費用と便益の関係の分析

費用と便益の関係の分析について、行政費用が現行と同等の負担となる根拠について評価書における説明が不十分であるため、この点を踏まえて本件規制によって得られる便益が費用を正当化できるかどうかを適切に明示する必要がある（なお、本項目についての文部科学省からの補足説明は別紙のとおり。）。

③ 代替案の設定

代替案について、「支給認定手続を設けず」、「教育・保育に係る提供体制等に関わらず給付を行う」と記載しているが、これはベースラインとすべき内容であり、これとは異なる適切な代替手段を明示する必要がある。なお、ベースラインとすべき内容以外に、代替案が想定されない場合には、その旨を説明する必要がある（なお、本項目についての文部科学省からの補足説明は別紙のとおり。）。

【点検結果表の別紙】

《文部科学省の補足説明》

① 行政費用

保育の量的拡大により、認可の手続きや指導対象等の対象数が増えるという点をご指摘の通りではあるが、全国の約8割（※）の市町村において待機児童が発生しておらず、全国的に見た場合には、行政費用が大幅に増加するものではないと考えている。

※ 待機児童のいない市町村の総計：1,410（平成23年4月1日現在）

※ 全市町村数：1,747（平成23年4月1日現在）

② 費用と便益の関係の分析

①に同じ。

③ 代替案の設定

本規制を含めた子ども・子育て新システムに関する具体的な制度設計は、現行の幼稚園や保育所での質の高い学校教育・保育を保障する観点から検討されたものである。

代替案として、「特段の規制を設けない」とする以外に想定されるものとしては、現行制度の基準から基準を引き下げることや指導監督等を行わないこと等があるが、いずれの場合でも施設の適切な運営の確保が困難になり、質の高い学校教育・保育を保障するという制度の趣旨を達成できないと考えている。